

平成28年（行ウ）第169号 安保法制違憲・差止め請求事件

原告 志田陽子、石川徳信ほか50名

被告 国

準備書面（6）

（被害論・その1）

2017（平成29）年 3月 31日

東京地方裁判所

民事第2部A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 伊 藤 真

同 内 田 雅 敏

同 黒 岩 哲 彦

同 杉 浦 ひ と み

同 田 村 洋 三

同 角 田 由 紀 子

同 寺 井 一 弘

同 福 田 護
ほか613名

目次

第1	はじめに.....	2
第2	総説.....	3
1.	新安保法制が原告らにもたらしたもの（総説）.....	3
(1)	憲法の平和主義・平和的生存権の意義と、原告らの人格形成に果たしている憲法の役割.....	3
(2)	新安保法制による憲法9条の実質的破壊.....	3
2.	新安保法制が原告らにもたらしたもの（類型別概説）.....	4
(1)	その1：戦争に巻き込まれ、加担させられる蓋然性の高まり.....	4
(2)	その2：テロの標的とされる蓋然性の高まり.....	8
(3)	その3：新安保法制の制定施行により、思想・良心の自由、学問の自由など精神的自由権を踏みにじられた原告たち.....	11
第3	原告らが受けている損害・利益侵害は司法的に救済されなければならない.....	13
1.	原告らの権利・利益の要保護性と侵害行為の違法性.....	13
2.	差止めの必要性.....	14
第4	個別的検討.....	15

第1 はじめに

本件において、原告らは、新安保法制法の制定及び施行により平和的生存権、人格権、憲法改正決定権を侵害され被害を受けていることを訴え、訴状請求の趣旨第2、3項記載の各処分（以下「本件処分」という）の差止めと損害賠償を求めている。

これに対し、被告は、原告の主張に対し「国賠法上保護された権利ないし法的利益とは認められない」、「原告らが人格権の内容として述べるところは、結局のところ、我が国が戦争やテロ行為の当事者になれば、国民が何らかの犠牲を強いられたり危険にさらされるのではないかといった漠然とした不安感を抱いたという域を超えるものではない」などと主張する。

しかし、原告らの被害は、けっして、被告国のというような「漠然とした不安感を抱いたという域を超えないもの」などではない。本書面では、原告らが新安保法制法の制定・施行により受けた損害の内容と性質、またそれらと新安保法制法の制定・施行との関連性を概観するとともに、一部の原告らについては個別的な検討を行う。

第2 総説

1. 新安保法制が原告らにもたらしたもの（総説）

(1) 憲法の平和主義・平和的生存権の意義と、原告らの人格形成に果たしている憲法の役割

本件の原告らのなかには、多数の戦争体験者がいる。空襲被害、原爆による被ばく体験、外地抑留・引き揚げなどである。その中のある者は凄惨な生き地獄から奇跡的に生還し、ある者は戦場での殺傷に加担させられ、その中で、多くの原告らは、自らの肉親や知人を失い、そして原告ら自身が傷ついている。戦闘体験により原告らに生じた心の傷・体の傷は極めて深刻であった。

しかし、戦後制定された日本国憲法の掲げる憲法原則の中でも、前文と9条に宣言された平和主義と平和的生存権の保障は、これらの壮絶な戦争体験に傷ついた原告らのうちに、新しい希望を呼び起こし、戦争で失った原告らの肉親、知人らの死に、平和な日本建設の礎としての積極的な意味を与えるものとなった。

原告らは、憲法が平和主義を掲げ、国民に平和的生存権を保障したことによって、凄惨な戦争体験を乗り越え、肉親らの死に積極性を見出すことができた。すなわち、憲法は、原告らがその壮絶な戦争体験に傷ついた心身を癒し、新しい生活への一步を踏み出すための精神的な拠り所となった。

さらに、平和主義原則は、海外にある原告らにとっては、「日本は戦争を放棄した平和主義を旗印とする国家である」という対外的な宣言によって、海外での原告らの安全と自由な活動を保障するものとなった。また、平和主義の宣言と平和的生存権の保障は、国内にある原告らにとっても、戦前の軍国主義教育から脱却した、思想信条の自由が保障された社会の基礎となった。平和は全ての人権の基礎であり、個別の人権保障とあいまって、平和主義・平和的生存権の保障は、自由で個人の人権が保障される社会の基礎をかたちづくっている。

これを、原告ら個人の内面についてみると、憲法の平和主義原則及び平和的生存権の保障は、個別の権利保障とともに、人格の核心的部分を形成し保障している、ということが出来る。

(2) 新安保法制による憲法9条の実質的破壊

ところが、新安保法制の制定施行により、憲法9条の果たしてきた役割は大きく変えられ、日本は再び戦争ができる国へと大きく変容している。

すなわち、新安保法制は、これまで憲法9条の解釈上認められていなかった集団的自衛権行使を容認し、他国軍隊等の兵站活動を後方支援活動・協力支援活動の名の下で行い得ることとした（訴状・第2参照）。このような新

安保法制法の仕組みは、今まで踏み越えられないとされていた一線を踏み越えた。しかも、その制定過程は、日米ガイドライン改定を踏まえ、閣議決定による「解釈改憲」を先行させたうえで、憲法審査会における参考人の学者3名による、法案審議過程での明確な反対意思の表明も無視して、強行採決を行ったというもので、立憲主義・民主主義の原則に対する挑戦ともいえるべき手法によって行われたのである。

このような明白な憲法破壊は、原告らに対して直接に次のような影響をもたらした。

2. 新安保法制が原告らにもたらしたもの（類型別概説）

(1) その1：戦争に巻き込まれ、加担させられる蓋然性の高まり

① 自衛隊員を肉親にもつ原告らの心痛

2016（平成28）年12月、新安保法制法による駆け付け警護等の新任務を付与されて、自衛隊が南スーダンに派遣された。南スーダンは政府軍と反政府軍の間に激しい戦闘が今なお行われている。反政府軍を率いるマシヤール前副大統領は、朝日新聞社の電話取材に対し、「和平合意はすでに崩壊している」と主張し「政府軍が村を襲い、市民を殺している。我々は市民を守らなければならない。（政府軍が支配する）ジュバは我々の主要な標的だ。暴力ではなく、平和的に紛争を解決したいが、他に方法がない」などと述べ、自衛隊が駐留するジュバを攻撃目標としていることを明言した（2017（平成29）年2月18日付朝日新聞記事より）。他方、政府軍内部でも2月中旬政府高官が1週間の間に4人相次いで辞任するなど混乱を極めている（2017（平成29）年2月19日付毎日新聞記事より）。

ところで、その南スーダンの2016（平成28）年7月当初の派遣隊の日報は、新任務を付与しての自衛隊派遣の前には「廃棄された」とされて公開されていなかったものが、実は存在していたことが明らかになっている。またこのことに関連して、稲田防衛相は、2月8日の衆院予算委員会において、「事実行為としての殺傷行為はあったが、憲法9条上の問題になる言葉は使うべきではないことから、武力衝突という言葉を使っている」と答弁し、ジュバは「戦闘」状態にあり、ジュバへの自衛隊派遣が憲法9条に違反すると認識していたことを「自白」している。

2017（平成29）年3月10日、政府はついに、南スーダンに派遣している陸上自衛隊の部隊を5月いっぱい撤収させると発表した。この決定は、現地の情勢が著しく悪化していること、上記の日報隠蔽により国民に事実を知らせることなく派遣を決定したことが暴露されたこと、さらに南スーダンへの派遣の違法性が全国各地で訴訟の場で争われていることによるも

のであろう。

現在もなお、政府軍と反政府軍との間の戦闘が続く、紛争の最前線である南スーダンに派遣された自衛隊員とその親族、あるいは今後派遣されるであろう自衛隊員とその親族は、いつ戦闘に巻き込まれるかもしれないという現実の危険の中に生きることを余儀なくされている。

2017（平成29）年3月19日の報道によれば、18日、南スーダン派遣の自衛隊員5名が、宿営地で物資購入中に南スーダン政府軍の尋問を受け、拘束されて連行を受けたという（3月19日付朝日新聞、NHK ニュースなど）。幸いに5名は短時間で解放されてことなきを得た。しかしいつ何時自衛隊員は戦闘に巻き込まれるかもしれないことがこのことにより一層明らかとなった。

また、2017（平成29）年3月11日付毎日新聞の記事によれば、「部隊の宿営地の近くでは殺傷を伴う衝突があり、宿営地外を監視する複数の隊員が惨状を目撃した」とのことであり、防衛省関係者への取材によると、これにより、約20名の隊員が、PTSD 発症へのケアが必要になったという。

このような、戦争による殺傷を体験した自衛隊員が受ける心身への過大な負担は、本人の生命身体を直接に損ねるものであることはもとより、家族をも巻き込むことになる。それはベトナム帰還兵、イラク戦争からの帰還兵の実例がよく示している。自衛隊員を家族に持つ原告らは、そのような現実の生命身体に対する危険と隣り合わせの日々を余儀なくされており、心は千々に乱されている。

それは新安保法制法の制定がもたらした、現実かつ具体的な生命身体に対する危険である。

② 戦争体験によるトラウマの再来

自衛隊員が戦闘の地南スーダンに派遣される際、家族に送り出される映像は、あたかもさきの戦争で出征兵士が送り出される時のようであった。新安保法制法の制定により、日本が再び戦争のできる国となり、現に紛争の最前線に自衛隊員が送り出されていく様は、戦争体験者たちにとっては大きな衝撃であった。

戦争体験者たちは、壮絶な戦争体験の中で、隣り合わせで死んで行った人々の様子や空襲・原爆被災者たちの悲惨な姿が脳裏から離れることがなく、深刻な心的トラウマを抱えた。しかし戦後憲法が平和主義を宣言し、国民に平和的生存権を保障したことにより、彼らは、身近で体験した数々の死に、新たな平和の礎としての積極的な意味づけを与えることが可能となり、トラウマを乗り越えることができたのであった。

ところが、新安保法制法の制定と、それに伴い、国民への情報が開示され

ず言論が統制されていく様、そしてその中で自衛隊員が紛争の地に派遣されていく様は、さながら戦前の大本営発表の中で、国民が真実を知らされない中で社会全体が戦争に突入していく様を思わせ、戦争体験者の中に眠っていたトラウマを再び呼び起こし、憎悪させ、彼らに著しい精神的苦痛をもたらしているのである。

2017（平成29）年2月23日、那覇地方裁判所沖縄支部が言い渡した、嘉手納基地爆音差し止め訴訟（同支部平成23年（ワ）第245号事件）判決は、航空機騒音は、「戦争体験を有する住民にとっては、戦争時の記憶、不安をよみがえらせ、より大きな不安を与えるであろうことも認めることができる」旨認定した。今日、新安保法制法の成立後に起きている、様々な出来事（学者知識人の反対を押し切ったの強行採決、言論への統制と自己規制、南スーダンへの自衛隊員の派遣など）は、戦争体験者にとっては過去に体験した戦争への道筋の再現にほかならない、既視感にあふれた状況が出現している。このことが戦争体験者の心の傷を呼び覚まし、著しい精神的苦痛を与えている。

③ 自らの良心に反して戦争協力を強制させられる蓋然性（運輸労働者など）

新安保法制法の制定は、日本が戦争に巻き込まれる蓋然性を著しく高めた。このことは、運輸労働者、医療従事者にとって、自らの良心に反して、戦争に協力させられる蓋然性が高まったことを意味する。すなわち、有事における国民保護措置の発動等により、協力を義務付けられた指定公共機関等で働く労働者は、自らの良心に反して、戦争の遂行に協力することを求められることになる。それは個々人の良心に反するばかりでなく、業務内容によっては、危険な物品の輸送、危険な海域、空域での活動など、生命身体を脅かす危険性をももたらすことになる。

すでに、防衛省は2016（平成28）年3月に民間輸送船のチャーター契約を締結している。新安保法制法の制定により、今後一層民間人は運輸、医療などの分野で徴用されることとなり、民間人を危険にさらし、さらに良心に反する戦争協力を強いることとなる。

④ 基地周辺での騒音被害・事故の増加やテロの標的とされる蓋然性等の高まり

日米地位協定に基づき米軍が使用している施設・区域（専用施設）は、2017（平成29）年1月1日現在、日本全国に78施設・区域、面積にして263,586千㎡が存在している（本土47施設・区域、77,494千㎡。沖縄31施設・区域、186,092千㎡。防衛省ホームページより）。

これらの基地周辺では、平時でも深刻な騒音被害があるばかりでなく、墜落事故や航空機からの部品落下事故などの被害にさらされている。1977（昭和52）年9月27日、横浜市緑区（当時。現青葉区）の市街地にRF-

4B ファントムが墜落し、3才と1才の幼児2人が死亡、その他重傷3人、軽傷4人、家屋全焼2棟、損壊3棟等の被害が発生。死亡した幼児らの母は全身やけどで長期入院治療していたが、4年4ヶ月後に死亡するという痛ましい事故が起きている。

最近では2015（平成27）年8月24日未明、米軍専用施設である相模総合補給廠（神奈川県相模原市中央区）で連続して爆発が起き、倉庫一棟900㎡あまりが全焼し、ボンベ部品が200メートル吹き飛ぶという事故が発生している。また、2016（平成28）年12月13日、沖縄県名護市安部の海岸浅瀬に、垂直離着陸輸送機 MV-22 オスプレイが空中給油訓練中に墜落し大破し、一步間違えば大惨事に至るところであった。しかし2017（平成29）年1月6日には、事故原因の究明もなされないままにオスプレイの空中給油訓練は再開されており、沖縄県民の不安と怒りは強まっている。

新安保法制法の制定施行により、日本を取り巻く情勢の緊張が高まれば、これらの米軍基地の利用頻度は増大し、これに伴う騒音被害、事故はますます増える。さらに日本が紛争当事国になることにより、これらの基地はテロの標的となり、基地周辺住民はテロの脅威に脅かされる。

⑤ 在日外国人（敵国人とみなされ排外主義的言論により排斥される危険性の高まり）

2016（平成28）年6月現在、日本国内には約230万人の外国人在留しており、半数以上は中国籍（約67万7千人）、韓国籍（約45万6千人）、朝鮮籍（29万1千人）である（法務省統計による。）。

ところで新安保法制法の制定施行と相前後して、中国、韓国、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）との緊張は高まっている。そのことは何ら日本国内に在留する個別の外国人に無関係な外交上の問題であるが、このことは深刻な排外主義を日本国内にもたらし、それにより在日外国人の生活は差別と偏見に満ちた排外主義的言動に日々脅かされている。

2010（平成22）年に起きた、いわゆる在特会による、京都朝鮮学園襲撃事件は、この国にはびこる排外主義の根強さ、恐ろしさを改めて浮き彫りにした、極めてショッキングな事件であった。この事件で、在特会関係者は、朝鮮学校の門前で「この学校はスパイ養成機関」「犯罪者に養成された子ども」「朝鮮やくざ」「密入国者の子孫」などの罵声を伴う示威行動を行い、またその動画をインターネットで配信するなどし、京都地方裁判所はその人種差別性、悪質性を重く見て総額1000万円を超える損害賠償を命じる判決を下した（京都地方裁判所平成25年10月7日判決・裁判所ホームページ掲載）。

新安保法制法は、国際紛争を武力で「解決」する道を開いたが、このことは、前述のように日本国内で排外主義の声が強くなる一方、近隣諸国との間で領土問題が先鋭化し、また北朝鮮の国際社会からの孤立が一層深まっている今日、在日外国人に深刻な不安をもたらした。すなわち、新安保法制法施行後、もしも朝鮮半島などでの紛争が勃発し有事に至った場合、在日外国人とくに中国・韓国・朝鮮の人々は、日本国内では、敵国人とみなされて厳しい迫害と権利侵害にさらされることになるからである。

2017年2月、米国トランプ大統領が発したイスラム系外国人の入国を制限する大統領令が人権を侵害しているとしてワシントン州連邦地方裁判所などにより差し止められたが、このことは第二次世界大戦当時、米国在留日本人が強制収容された歴史を想起させた。新安保法制法のもと、東アジアでの緊張が高まれば、それと同じことが日本国内でも起きるであろう。そして、それが起きてからではすでに遅いのである。

⑥ 社会的経済的弱者の切り捨て

新安保法制法の制定は、社会的経済的弱者の生存権をも脅かしている。先の戦争では、障がいを持つ児童は学童疎開の対象外とされ、一般児童が疎開したあとも「現地疎開」と称して校舎で集団生活を強いられ、度重なる空襲に危機感を感じた校長が自らで疎開先を探してようやく疎開することができたという歴史がある。戦時において障がい者は「足手まとい」「穀潰し」と言われ社会から排除されていく。ナチスドイツは戦時中に障がい者、精神病患者等をガス室に送るなどして殺害したが、その数は20万人以上にのぼると言われている。2011（平成23）年3月の東日本大震災では、障がい者の死亡率は全住民の死亡率の2倍以上に及んだと言われている。災害時ですら、障がい者はより大きな生命・身体の危険にさらされる。ましてや有事に至った場合、障がい者は取り残され、置き去りにされることは必然である。女性や子どもなどの社会的経済的弱者は皆、同様の恐怖にさらされている。

新安保法制法は、すべての人が、障がいのあるなし、力のあるなしに関わらず、人として尊重され、生存権を保障されている社会を破壊し、国家にとって有用な人間だけを取捨選択する社会をもたらす。このことは社会的経済的弱者にとって、大きな恐怖である。

(2) その2：テロの標的とされる蓋然性の高まり

ア 日本に関わるテロ行為と、新安保法制の制定

2014（平成26）年、湯川遥菜さん、後藤健二さんらが相次いで IS（いわゆる「イスラム国」。）に拉致され、殺害されたことは記憶に新しい。その後も、ダッカで飲食店が武装集団に襲撃され、国際協力機構関係者が犠

性になっている。

2014年以降に起きた二つのテロ事件を時系列で振り返ると以下のとおりである。

- ① 2014年8月から10月にかけて、湯川遥菜さん、後藤健二さんがシリアで拘束される。
- ② 2015年1月17日、安倍首相は中東歴訪中、エジプトでスピーチを行った。その中で「イラク、シリアの難民・避難民支援、トルコ、レバノンへの支援をするのは、ISILがもたらす脅威を少しでも食い止めるためです。地道な人材開発、インフラ整備を含め、ISILと闘う周辺各国に、総額で2億ドル程度、支援をお約束します。」などと述べた（首相官邸「平成27年1月17日 日エジプト経済合同委員会合における安倍内閣総理大臣政策スピーチ」）。
- ③ 2015年1月24日、ISは湯川さん殺害の動画を公開。
- ④ 2015年2月1日、ISは後藤さん殺害の動画を公開。同時に、次のような内容のメッセージを公表した。

「日本政府へ。邪悪な有志連合の愚かな同盟国同様、お前たちは、われわれがアラールのご加護によって、権威と力を持ったカリフ国家であること、また全軍がお前たちの血に飢え渴いていることを理解していない。

アベ（安倍晋三首相）、勝ち目のない戦争に参加するというお前の無謀な決断のために、このナイフが、ケンジ（後藤さん）を虐殺するだけでなく、お前の国民がどこにいても、虐殺を起こしていく。日本にとっての悪夢が始まる。」（クリスチャン・トゥデイ2015年2月1日付記事掲載の訳文による）

- ⑤ 2016年7月1日、バングラデシュ、ダッカで飲食店を武装集団が襲撃し、日本人7名を含む20名の死者が出る。

後藤さん殺害時にISが公表したメッセージは、明らかにその直前に安倍首相がエジプトで行ったスピーチで、「ISILと闘う周辺諸国」に向けて経済援助を行うことを表明したことを意識して書かれている。ISはこのスピーチを敵対行為とみなし、拘束されていた湯川さん、後藤さんらの殺害に結びついたと言われている。

また2016（平成28）年7月のダッカ事件では、犯人らは日本人であることを知りながら殺害している。これまで中東のイスラム諸国は親日的であると言われてきたが、日本が積極的に反イスラム側に立ち、経済的援助を行う中で、もはやそれらは過去のものとなりつつある。

このように、経済的援助でさえ、複雑な世界情勢のもとでは軋轢のもとになりうる。まして、新安保法制は、集団的自衛権の行使として自衛隊が作戦

行動に参加し、あるいは他国軍へ後方支援・協力支援する道を開いた。これは紛争の一方当事国としての立場を鮮明に表明するものであり、他方の当事国からは当然、敵国としてみなされることになる。

ジャーナリストの常岡浩介氏は「イスラム圏の人は、不思議に思うほど日本人が好きです。イラクでもそうでした。（中略）ところが、自衛隊がイラクに派遣された瞬間、雰囲気が変わりました。至るところで暴言というか、悪口を言われました。また、取材がとてもやりにくくなりました。自衛隊は戦闘しないで、飲み水をつくったりしていましたが、そういう細かいことは知られていません。あくまで、軍隊を派遣したことが問題になっていました。今まであれだけ日本人というだけで歓迎されていたのが、冷ややかになってしまいました。その変化は怖いくらいでした」と述べる（常岡浩介 著「イスラム国とは何か」（2015年・旬報社）p194~195）。原告●●●もまた、同趣旨の内容を述べている。

このように今次の新安保法制制定により、自衛隊による他国軍の軍事行動への参加が恒久化したことにより、日本を標的とするテロ好意の危険は、一層現実味を帯びてきている。ダッカでのテロ事件はその先鞭であり、さらにその危険性は現実化し先鋭化している。

イ テロの危険等により生じる原告らの損害とその内容

① 海外で取材活動などをする原告らに生じている現実の危険性

憲法9条の平和主義の宣言は、日本が戦争をしない国である、と宣言したことで、海外にある日本国民を守ってきた。前記の通り、政情不安が続く中東諸国でも日本が憲法9条を守ってきたことにより、人々は親日感情が強く、日本人は安全に過ごすことができていた。1980年から始まったイラン・イラク戦争では、ペルシャ湾に入る日本のタンカーは、デッキに大きく日の丸を書き、外交ルートを通じてペルシャ湾に入ることをあらかじめ通告した結果、日本船は被弾ゼロであり、外国船に乗船していた船員に2名の犠牲があっただけであった（1999（平成11）年5月18日参議院「新ガイドライン関連法」特別委員会公聴会における平山誠一口述人の口述による）。ところが、前項で常岡浩介氏が述べるように、自衛隊のイラク派遣など、日本の紛争介入のたびに現地の対日感情は悪化していった。その結果が2016年7月のダッカで起きたテロ事件である。そこでは銃を向けられた人質が“I am a Japanese”と言っても何の容赦もなく殺害された。それはまさしく新安保法制制定により日本が再び銃を持って海外に出かける国となったことの所以である。このように、海外で取材活動などをする日本人には、極めて重大な生命・身体の危険が生じている。

② テロの標的たりうる施設等で働く原告ら、その付近で生活する原告らの危険

(運輸労働者・原発関係者・基地周辺住民など)

福島第一原発事故は、原子力発電所の脆弱性と危険性を如実に表した。これはひるがえってみれば、原子力発電所のテロ攻撃に対する無防備さの表れに他ならない。原告●●●は、原子力技術に精通した目で、すでにこのことを、東日本大震災前の2007(平成19)年に「原発を並べて自衛戦争はできない」との小論にまとめて公表していた。すなわち、武力攻撃はそもそも原発の設計条件にはなく、武力攻撃時にも冷却のための電源を維持し、核燃料の被覆を保護し、さらに原子炉建屋内に貯蔵されている大量の使用済み核燃料が核反応を起こさないよう燃料プール内に静置し続けることは極めて困難である、というのである。そしてそのような原発が日本列島のいたるところに存在する、ということを前提にするなら、戦争は日本の取りうる選択肢ではない、というのである。

ところが、新安保法制は、その「取り得ない選択肢」を選択してしまった。テロの現実の危険は、日本をあまねく覆い尽くす原発に等しく降りかかる。

先の戦争でも、軍事施設の集中する場所が多く空襲の対象とされた。それは兵站を叩くことであって、戦略的に定石である。すなわち、上記のような脆弱な原発はもとより、軍事的に重要な意味を持つ、輸送関連施設、自衛隊・米軍基地などももちろん標的となりうる。横須賀基地では9・11同時多発テロの際、米軍基地が警戒態勢を取り、基地内に働く日本人の弁当さえ開けて調べたことが知られている。

また、2017(平成29)年3月6日、北朝鮮は複数の弾道ミサイルを発射し、一部は能登半島沖に落下しているが、これを行なったのは、在日米軍基地攻撃を担う部隊であったと発表されている。このように緊張が激化しているのは新安保法制法の制定により日米の共同軍事行動が容易になったことが大きく影響している。今後、政治的緊張が高まり続けるならば、在日米軍基地への攻撃の危険はより一層現実化することとなる。

(3) その3: 新安保法制の制定施行により、思想・良心の自由、学問の自由など精神的自由権を踏みにじられた原告たち

① 宗教者

1939(昭和14)年に公布された「宗教団体法」は、あらゆる宗教を国家の統制下におき、国策に合致しない宗教の結社を認めなかった。この宗教団体法、そして悪名高い治安維持法のもとで、精神の自由や平和を標榜する一部の宗教もまた弾圧の対象とされた。創価学会の初代会長である牧口常三郎、2代会長の戸田城聖らが1943(昭和18)年治安維持法違反、不敬罪の容疑により検挙され、牧口が翌年獄死していることはあまりにも有名である。

1941（昭和16）年治安維持法の改訂が行われ、それまでわずか7か条のみであった同法は、65か条からなる法律となり、時の政府による言論統制のための大きな武器となった。その翌年から全国26府県にわたって、元ホーリネス教会系の牧師に対する全国一斉検挙が行われた。彼らの取調べにあたっては、「伊勢大神宮を偶像として見るか」「天皇はさばかれるか」等の質問が使われたという（「日本労働年鑑特集版 太平洋戦争下の労働運動 第5編言論統制と文化運動 第4章 宗教運動」による）。

他方、多くの宗教者は戦時中、言論統制と弾圧の恐怖にさらされつつ、戦争に協力せざるを得なかったことも事実である。1941（昭和16）年、33のプロテスタント派が合同して日本基督教団が成立し、当局の認可を得た。太平洋戦争開戦の翌日、日本基督教団統理者富田満は次のように指示を發している。「日本国民たる基督者は今次宣戦の意義を諒解し、国家に赤誠を捧げ国土防衛に挺身戮力するはもちろん、進んで銃後奉公実践に万全を期し、遺漏なからんことを期せねばならない。ことに我等基督者はこの非常時局に際し祖国精神界に対する重大任務を思い、よくその重責に覚醒奮起し、金剛不壊の信念を国民に与え堅忍不拔寂々不動の精神を養い、もって祖国に負う我等の使命を完うすべきである。」（佐々木敏二「治安維持法とキリスト教会」同志社大学人文科学研究所・キリスト教社会問題研究10号39ページ以下）このように、多くの宗教者はその本来の教義に背いて、戦争に協力加担することとなったが、このことは宗教者に大きな悔悟と反省をもたらした。この戦時中の翼賛体制への反省は、信教の自由を保障する現行憲法のもと、宗教者が新たな道を究める上での原点になっている。

宗教者はそれぞれの信ずるところにしたがい、信仰と良心に忠実に生きることを良しとする。しかし、新安保法制法の制定は、それを許さない社会の再来を告げたのである。新安保法制法のもと、集団的自衛権の行使により日本が戦争に加担することにより、一般市民もその戦争に加担させられ、戦地で行われる数々の暴力行為の一端を否応なしに担わされてしまうことになる。これが宗教者の信仰・良心に反する事態であることは明らかである。それは宗教者として耐え難い苦痛であり、思想・信条の自由、信仰の自由に対する著しい侵害である。

② 学者・教育者

戦争は、学問の自由をも大きく制約する。戦前の学問弾圧の歴史を紐解けば、滝川事件（1933（昭和8）年）、天皇機関説事件（1935年）、人民戦線事件（1937、38（昭和12、13）年・大内兵衛ら東大教授らが大量検挙）、津田事件（1940（昭和15）年・歴史学者津田左右吉の古典研究著作が発禁処分となり、発行元の岩波茂雄とともに起訴され有罪

となる)など、枚挙にいとまがない。また戦前には、大学の自治に対する政府の露骨な干渉も行われ、大学の自主的な人事権は大きく損なわれた。また学生自治運動も弾圧の対象とされ、1938(昭和13)年2月には東大セツルメント閉鎖、1940(昭和15)年4月には東京学生消費組合が解散させられている(「日本労働年鑑特集版 太平洋戦争下の労働運動 第5編 言論統制と文化運動 第2章 学問研究に対する弾圧」による)。

新安保法制法の制定により、すでにこのような学問研究に対する弾圧の前兆があちこちの大学で起きている。学内で「憲法」や「平和」「安全保障」といったテーマでの自主的企画を大学当局が許可しない、などという事例や、新安保法制法に対し疑問を呈する学者に対するマスコミ取材を大学当局が許さない、などという事態が起きている。

また、特に憲法を研究領域とする研究者にとって、新安保法制法の制定は極めて深刻な学問的相克をもたらすものである。明らかに自らの憲法解釈と異なる憲法解釈を、政府が閣議決定という乱暴な方法で打ち出したことをどう説明したら良いのか?そしてそれは従来の研究者としての立場、解釈とどう整合させることができるのか?

まさに新安保法制法の制定は、とくに憲法やその周辺領域の研究者にとってはその研究者としての良心と尊厳を根底から覆すものであった。

第3 原告らが受けている損害・利益侵害は司法的に救済されなければならない

1. 原告らの権利・利益の要保護性と侵害行為の違法性

被告は、原告らの主張する被害を「国賠法上保護された権利ないし利益」ではないとする。

しかし、原告らの主張する被害は、それぞれの原告につき、極めて具体的に切迫しており、かつ深刻である。現実の被害が発生しておりそれが拡大していることは、上述の南スーダンへの駆け付け警護任務を付与しての派遣が、如実に示している。また、7月のダッカのテロはすでにその被害を先取りしており、今後現実かつ具体的な危険はより一層高まるばかりである。これらは決して被告のいうような「漠然とした不安感」ではない。原告らそれぞれが社会的に置かれた立場やその職業に応じて、具体的な危機を感じているのである。

最高裁1991(平成3)年4月26日判決(民集45巻4号653ページ)は、「焦燥、不安な気持ちを抱かされないという内心の静謐な感情を害されない利益」は国賠法上保護される利益であることを明言する。この事案は、水俣病の認定が遅延したことについて認定申請者らが国と熊本県に対し国

家賠償を求めた事案であるが、「『内心の静穏な感情』あるいは『焦燥、不安の精神的苦痛を被らない利益』なるものは、不法行為による精神的損害賠償における侵害の対象としての権利ないし法的利益とは到底いえない」とする香川判事の反対意見を踏まえた上での法廷意見であることは、注目に値する。

そして、本件に関連していえば、原告らは、単なる不安感を主張しているものではなく、極めて具体的で切迫した危険、深刻な不利益が、それぞれの原告の身の上に生じている。

しかも、その原告らに生じた不利益は、憲法秩序の根底からの破壊という、法秩序全体に対する挑戦ともいうべき仕業から生じているものであって、その原因行為の違法性は、このうえなく高い。これらの違法行為により生じた被害を司法的に救済し、憲法秩序を回復することが今まさに必要とされている。したがって、原告らに生じた被害は、司法的に救済されなければならない性質のものであり、被告の主張はまったく当たらない。

2. 差止めの必要性

2016（平成26）年5月21日福井地方裁判所判決（判時2228号72ページ）は、以下のとおり判示している。

「個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体が人格権であるということが出来る。人格権は憲法上の権利であり（13条、25条）、また人の生命を基礎とするものであるがゆえに、我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできない。したがって、この人格権とりわけ生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分に対する具体的侵害のおそれがあるときは、その侵害の理由、根拠、侵害者の過失の有無や差止めによって受ける不利益の大きさを問うことなく、人格権そのものに基づいて侵害行為の差止めを請求できることになる。人格権は各個人に由来するものであるが、その侵害形態が多数人の人格権を同時に侵害する性質を有するとき、その差止めの要請が強く働くのは理の当然である。」

上記は、大飯原発差止め訴訟第一審判決であり、この事件は人格権にもとづく民事差止め請求であった。原告らは、本件差止め請求を抗告訴訟として提起しているが、行政事件訴訟制度の究極的な存在意義は、「行政に対する司法審査の機能を強化して 国民の権利利益の救済を実効的に保障する」ことにある（「行政訴訟制度の見直しのための考え方」2004（平成16）年1月6日付 司法制度改革推進本部・行政訴訟検討会）。そうである以上、日本の法制下における最高価値であるところの人の生命、そしてそれを基礎

とする人格権の保障のために必要不可欠である場合に差止め請求が認められるべきであることは当然である。その上で、行政訴訟法37条の4の定める要件の有無を吟味すれば、いずれの原告についても、「重大な損害を生ずるおそれ」があり、それが原告らの人格そのものに対する重大な侵害でありかつひとたび失われたらもはや回復不能であること、また差止め以外に損害を避けるために適当な方法がないことは明らかである。

すなわち、新安保法制法の制定・施行に伴い現実の集団的自衛権の行使、すなわち戦争への加担という事態が発生した場合、もはや後戻り不可能であることは人類の歴史が証明するところである。まして、現代は核と無人兵器による戦争の時代である。戦争への加担はまさしく滅亡への道である。新安保法制法の制定・施行は、憲法9条がこれまで阻んでいた壊滅的な戦争への道を開いたもので、このこと自体がすでに原告ら各人の立場に応じた具体的な危険、権利利益の侵害をもたらしている。その侵害の内容は各個人の立場によって相違はあるが、究極的には戦争による生命・身体に対する重大な危害をもたらすものであって、極めて深刻な損害をもたらすものである。

また、新安保法制法の制定は、本来憲法改正手続きによってのみ可能な集団的自衛権の行使の容認を、憲法改正の発議もなく国民投票にも付さないまま、内閣による閣議決定による解釈改憲という手法によって行われた。このことを指して、著名な憲法学者である石川健治教授が「クーデター」と呼んでいることは従前指摘したところであるが、この新安保法制法にもとづく本件各処分が行われてしまえば、まさにこの「クーデター」による実質的な憲法の廃棄が完成することとなり、立憲主義という国家のよって立つべき大原則が根本から否定され、覆されるという由々しき自体が生じる。このような状態がいったん生じてしまえば、これを事後的に回復することはもはや不可能であることはみやすい道理である。この「クーデター」の完成を阻止するためにも、本件処分等の差し止めは、必要不可欠なのである。

第4 個別的検討

1. 原告●●●● (原告番号37 甲D37) : 自衛隊員の息子を持つ父親が新安保法制法の成立により抱く恐怖と悲しみ。

原告●●の次男は陸上自衛隊に所属する自衛隊員である。原告富山の次男は、就職難で奨学金返済の悩みを抱えていたところ、友人とその家族が自衛官であり、災害派遣時の活躍や専守防衛の理念に共感し、自衛官の道を選んだ。原告●●は、当初は武器を持つことに反対したが、専守防衛の理念と災害派遣任務への次男の思いを尊重して次男を自衛隊へと送り出した。その時には、憲法9条のもと、自衛隊が間違っても海外での戦争に参加するなど

ということはあるまいと信じていたのである。

ところが、このような原告富山の思いと裏腹に2015（平成27）年9月、新安保法制法が強行採決された。原告●●は「何もしないまま、息子が本当に戦場に送られたら、私は死んでも死にきれない後悔をする」との焦燥感からプラカードを手にして街頭に立つようになった。

新安保法制法の成立・施行により、PKO 活動の駆け付け警護、宿営地防護の新任務が付与され、これに伴い新たな任務のための訓練が開始されている。原告●●は、新任務のための訓練の中で、その息子が、思考を停止させられ絶対服従を要求するなかで、「相手の存在を消すか、自分の存在を消すか」しか考えつかないような訓練を受け、戦場でとりみだすことのないように叩き込まれ、強要されているかと思うと心が凍り、胸は押し潰される。

米国の帰還兵は1日平均22人が自殺しているという現実。自殺に至らなくとも戦場の恐怖で夜中に奇声をあげる。恐怖と後悔から酒に溺れ、ドラッグに走る。家族や恋人、医師や心理カウンセラーも手助けできない。極限の家族と、自分をどうすることもできない本人。このような戦争により引き起こされる多くの人々の心と体の破壊は、家族やその所属する社会すら、大きく蝕んでいる。新安保法制法の制定により、日本の社会に、今まさに米国あるいは戦前の日本と同じ銃後の社会が再現されようとしている。

この現実、自衛隊員の息子を持つ原告●●は言葉を失い、こころからの深い怒りと悲しみに打ち震えている。

このような原告●●の深い怒りと悲しみは、まさに新安保法制法がもたらした直接の被害であり、きわめて深刻である。そして、原告●●とその家族に平穏を再び取り戻すことは、事後的な賠償では不可能であり、事前の差し止めによるほかはないことは明白である。原告●●の息子たちが、紛争の最前線に送られてからでは遅い、いや、既に自衛隊員に対し新任務付与にもとづく新たな訓練が始まっていることを思えば、今すぐにでも差し止めなければならぬのであり、もはや原告●●にとって一刻の猶予もない。

2. 原告●●●（原告番号22 甲D22）：新安保法制法の成立により、中東地域の対日感情が悪化し、紛争地を取材するジャーナリストの危険は飛躍的に高まっている。

原告●●は、いわゆる戦場ジャーナリストとして、世界の紛争地の最前線で取材活動を行い、紛争地で起きている現実を日本国内に伝えている。

原告●●は、その職業上の経験から、新安保法制法の制定により、紛争地の取材活動の危険性が著しく高まったことをひしひしと感じている。かつて、陸上自衛隊がイラクに派遣されたときでさえ、原告●●は、銃を持った若者達に取り囲まれ、「お前は日本から来たのか？日本は米国の犬だ！」「自衛

隊をイラクに送った日本は我々の敵だ！」と激しくなじられた経験を持っている。

それと同時期である2014年5月、イラク現地を取材していた橋田信介さん、小川功太郎さんは自衛隊が駐留していたサマワからバグダッドに車で移動中、武装勢力に襲撃されて殺害されている。原告●●は、当時、生き残った運転手にインタビューしているが、武装勢力は助手席の橋田さんの顔をはっきり確認し、日本人と認識した上でこれを襲撃し、逃げようとした橋田さんたちを銃撃して殺害したという。当時、サマワに派遣された自衛隊は戦闘行為には参加していなかったが、それでさえ、日本人に対する現地の反発は極めて強かったのである。

今後、新安保法制のもと、自衛隊が海外に派遣されて、現地で駆け付け警護や宿营地共同防護の名の下で戦闘行為に関与したならば、より一層現地での日本人、日本という国そのものに対する反発は強くなり、現地に在留して取材する日本人ジャーナリストのリスクは著しく増大し、安全確保は極めて困難になると予想される。

さらに、原告●●は、自身の取材経験をもとに、次のように指摘している。すなわち、新安保法制の成立により生じる在外日本人のリスクの増大は、決してジャーナリストだけの問題ではない。IS、いわゆる「イスラム国」のシンパの過激派達は、中東のみならず欧州やアジアにも現れており、先のフランスやベルギーでの大規模なテロをみても、その活動を活発化させている。紛争地でなくとも、諸外国に赴任、あるいは出張する公務員や企業人、観光で訪れた旅行者などが、日本人であるということで狙われ、殺されるというリスクは間違いなく高まっている。また、日本国内での大規模なテロが発生する可能性も否定できない。新安保法制の制定は、このようなリスクを明らかに増大させている。

このようなリスクの高まりの背景には、紛争地で起きている、米軍などによる非戦闘要員に対する無差別殺戮などの現実がある。非人道的兵器、無人攻撃機などを用いて病院や救急車までもを標的とした攻撃と殺戮。2004年4月、イラクのファルージャを米軍が包囲して行った軍事作戦はその犠牲の9割が民間人であったとして国連人権委員会も強く非難している。このように紛争地で強い反発を受けている米軍と自衛隊が一体となって戦闘行為を行うならば、日本に対する感情は限りなく悪化し、対立的になっていくであろう。

原告●●は、イラク戦争に従事した米軍帰還兵のその後も、取材活動により見てきた。数多くの帰還兵は、心を病み、アルコールや麻薬に溺れ、果ては自殺するものも多い。帰還兵は、罪の意識に苛まれ続けているのである。

原告●●は、米軍帰還兵の現実を踏まえ、平和の本質は、自分が「殺されない」ことだけではなく、自分が「殺さない」こと、すなわち戦争に加担しないことが、極めて重要であると指摘する。

このように、紛争の最前線に体を張って出かけ、戦争の真実を訴えてきた原告●●にとって、新安保法制法を制定して日本が米国の戦争に加担することは、まったくもって許せないことであり、極めて強い憤りを感じている。

原告●●は、さらに2017年3月18日、南スーダンに派遣されている自衛隊員5名が現地で政府軍に一時拘束されたとの報道も指摘しつつ、新安保法制法の制定により、在外ジャーナリストの身体生命に対するリスクは飛躍的に増大していることを指摘する。そして、そのリスクは、災害などとは違い、新安保法制法の制定という、憲法の名文に明らかに違反する法律を強行成立させたという、いわば人災によって生じたものなのである。原告●●は、このような違法行為によって生じたリスクを甘受するわけには行かない、と言い切っている。

上述の原告●●が直面する生命身体への切迫した危険は、切実であり、除去されなければならない。そしてこの危険を除去するには、新安保法制法にもとづく集団自衛権の行使を、事前に差止める以外に方法はない。

3. 原告●●●● (原告番号52 甲D52) : 東京大空襲で父を失い、さらに避難先の千葉市で再び空襲に遭い、米軍戦闘機の機銃掃射により背負っていた幼い弟と妹を亡くし、自らも右手に銃弾を受けて後遺症に苦しんでいた原告渡邊は、新安保法制法の制定により忌まわしい戦争の記憶に再び苦しめられている。

原告●●は、1945 (昭和20)年3月には、東京都本所区東駒形に住んでいた。戦争が激しくなると、原告●●と弟は、千葉果の上総中川に集団疎開した。疎開先では原告●●は寺へ、弟は旅館へと分かれて行った。食糧が少なく、いつも腹をすかせていた。

原告●●は小学校を卒業し、3月9日、女学校の入試を控え、千葉の疎開先から帰ってきた。その日は、原告●●は、父親の部屋で枕を並べて寝た。その夜、父親にたたき起こされた。ズシーンという身体に震える音が不気味恐怖におびえた。真っ赤な火がすぐ近くに追っていた。

原告●●は一番下のまだ赤ちゃんだった弟を背負い、「これからおばあちゃんのところへ逃げるんだよ。お母ちゃんから離れるな」との父親の声に励まされ、3才の妹を背負った母と二人で、父より一足先に逃げるようになった。原告●●の父は、防火義務のために、逃げるができなかった。これが父親との今上の別れになった。

原告●●と母親は、途中まで逃げたところで、錦糸町の祖母のところへは

とてもたどり着きそうにないとわかった。燃え狂う火の中、大きな看板のよ
うなものが風にあおられて飛んでくる中を、母親に手を引かれ歩いた。熱
い火の粉が降りかかり、行く手を遮った。火のないところ、火の少ないとこ
ろへと逃げまわった。火は風を呼び、時にはゴオーという燃え紅蓮の焰と熱
い火の粉が原告●●に降りかかった。

偶然、小学校の校庭にたどり着きその防空壕に飛び込みこんだ。防空壕
の中には大勢の人たちが避難しており、かろうじて入ることができた。しか
し、その防空壕はただ穴を掘っているだけの粗末なもので、防空壕の中に
居ても、ときどき外の熱い火の粉が風にあおられてきた。みんな「熱い。
熱い。」とつぶやいていた。

そのうち、「ここに居てはあぶない。逃げろ!!」と叫びながら一人二人と
外に飛び出して行き、そのうちにみんな居なくなり、原告●●と母親だけ
が取り残された。やがて、外が明るくなったので、「もう外も落ち着いたよ
うだからいったん家に帰ろう。」という母親の言葉で外に出た。しかし、余
りにも変わり果てた外の様子にあ然と立ちすくむばかりだった。

町はすっかり焼け野原に変わり果て、どこに何があるのか全然わからな
かった。色んな人間の形をした奇妙な物体がいっぱい転がっていた。真っ黒
なものもあれば、クリーム色のマネキン人形のようなものもあった。真っ黒
になったものが、黒こげになった遺体であり、マネキン人形のようなもの
がおそらく煙に巻かれて空息死した遺体であることは、この当時の原告●●に
は、分からなかった。

ようやく自分たちの家があった場所にたどり着いたとき、家はすっかり
焼けてしまい、何も残っていなかった。父親は死んでしまったのではないか
という不安が増した。近所の人のおすすめで、炊き出しをしているビール会社
をめざして歩いた。ビール工場では、祖父や祖母には会えたが、一番会いた
かった父親とは、もはや永久に会うことは出来なかった。

祖父や祖母が住んでいた錦糸町の家も焼けてしまったため、一旦、葛飾区
金町の親戚の家に、1週間程度いた後、千葉市寒川へ一時落ち着くことにな
った。そこでは、しばらく平穏に過ごしていたが、1945（昭和20）年7
月7日の千葉空襲により、東京大空襲に続いて、再び、地獄の底に突き落と
されることになった。原告●●は弟を背負い、母親が妹を背負って、近くの
防空壕に避難した。海岸に逃げようと、防空壕を後にしてからしばらくする
と、「バア!!」と少し明るくなったと思つたら、急に「バタバタ」という
鋭い音が頭の上をかすめた。戦開機の機銃掃射が原告●●たちに向かって放
たれた。何の遮蔽物も無い海岸で、大勢の人が悲鳴を上げながら右往左往
必死で弾の嵐の中を逃げ惑った。

戦開機は何度も旋回し、執拗に機銃掃射が繰り返され、丸腰の私たちに襲って来た。何の抵抗もできない一般市民に、海辺で「これでもか、これでもか」と繰り返された。そのとき、原告●●の右手先(手の平)に、ピリッとした鋭い痛みが走り、余りの痛手先を見ると血がダラダラと流れた。

弟は、機銃掃射の直撃を頭に受け、頭なのか顔なのか分からなく、まるでザクロのように、泣き声一つあげることもできず、小さな身体いっぱいの鮮血の背中に残して死んでしまった。

母親の背負っていた妹も、機銃掃射で撃たれた。

原告●●と、母親が、ただ夢中で家のある方へと向かうと、もう何処へも逃げないで、この家で死ぬことを考えていた。母親は血だらけの妹を下ろして、量の上に寝かし、砂場に置いてきた弟を取り戻しに、裸足のまま家を飛び出して行った。原告●●は、ただ妹の手を握りしめるばかりで、時間は、そのまま止まっていたのを記憶している。

母親が弟を抱えて、妹の名を呼びながら飛び込んで来た。妹は、母を待っていたかのように、「ちゃあちゃん、ボンボンが痛いよ」というのが、最後の言葉であった。「こんなになってしまっただけ。」と言いながら、いつまでも妹を抱いた母親の姿を、原告●●は、生涯忘れることができない。

数日後、兵隊が各家を回り、遺体をトラックで引き取りに来た。遺体の回収は、トラックの後ろの荷台にどンドン投げ込んでいくという荒っぽいもので、弟と妹の亡骸を引き渡すとき、母親は必死で兵隊に取りすがって、「この子たちは小さな赤ん坊と未だ3つになったばかりの子どもです。下に載せられると、潰れてしまいます。一番上に載せて下さい。お願いします。」と訴える母親を見たときは、涙が溢れてきた。原告●●にとってこの光景は、死ぬまで忘れることができない。

原告●●の怪我をした右手は、赤チンをつけて包帯をただけで治療などという代物ではなかった。赤チンが乾くと、包帯と肉が癒着し、包帯を取るとバリバリと音がし、すさまじい激痛が走った。夏場だったので、ハエが卵を産み付け、原告●●の右手にウジが何匹も這うようになった。親戚の人に病院に連れて行ってもらったが、病院の廊下は、空襲の被害で血だらけになっている人で一杯であり、原告●●は、失神してその場で倒れた。

その後、原告●●らは、間もなく千葉市寒川を離れ、母方の親戚を頼って千葉縣市原郡五井町に疎開した。

1946(昭和21)年4月、中学校へ入学し、1952(昭和27)年4月、学校を卒業しましたが、原告●●は、片親であるということで、就職でも差別されるなど、そこでも戦争というものの無情を呪わずにはいられなかった。

普段は忘れていても、毎年3月と7月になると、原告●●はあの空襲の怖い事実を今なお思い出す。機銃掃射でやられた指が、目に触れるため、そのたびにとても苦勞した。指先が醜く変形をしており、タイピングもできなかった。若い頃は、他の人の目に触れないように隠す習慣がいつの間にか身についてしまった。

そして、弟の無残な姿と、妹が必死で母に訴えた「ちゃあちゃん、ぼんぼん痛いよ」というあの声が今でも原告●●の胸をかきむしり、夢にも現れる。また、父親の死を現実として受けとめることができるようになるまで、長い年月が必要であった。街を歩いていて、後ろ姿が父親に似ている人がいると、夢中で後を追ったこともある。

父親は遠くに逃げることでできず、どんな思いで命を落としたのだろう、どんなに熟かっただろう、どんなに苦しかっただろうかと思うと、涙が止めどなく流れる。長く辛かった道程であった。

二度の空襲、父親、兄弟の死、これらの様々な苦しみ悲しみは、戦後長く原告●●の上に戦争被害による心的トラウマとしてのしかかっていた。そしてそのトラウマが新安保法制法の成立によって、再び、新たな現実とだぶりつつ、原告●●に襲いかかっている。子どもころに受けた戦争の傷跡が新安保法法制によって再び現実のものになろうとしている。二度とあのような戦争による苦しみは味わいたくないという気持ちは、原告●●の人格そのものの中核をなしている。新安保法制によって、原告●●はその人格権を著しく侵害され、戦争によるトラウマの再来という大きな精神的苦痛を受けている。

原告●●にとって、戦争はまだ心の中にあり、決して終わっていない。そのうえにさらに新安保法制法にもとづく集団的自衛権の行使が行われ、日本が再び戦争に加担することになれば、原告●●はより一層大きな恐怖と不安にとらわれることは明らかであり、これを防ぐために、事前の差し止めは不可欠である。

4. 原告●●●● (原告番号35 甲D35) : 17歳で長崎の原爆により被爆した原告傳は、生き地獄のような原爆投下当時の光景を目の当たりにして心的トラウマを負い、平和を心から希求しているが、新安保法制法の成立により大きな不安に襲われている。

原告●は、1945 (昭和20) 年春、新卒教員として長崎市内の小学校に赴任し、8月9日、宿直で小学校にいた際に被爆している。原告傳は、物凄い爆風で窓枠ごとガラスが粉々に吹き飛ばされた校舎から防空壕に避難し、夕方稲佐橋付近にあり自宅に戻ると、付近は焼け野原で何もなく、原告●は涙が止まらなかった。

翌日、原告傳は、浦上の製鋼所に担ぎ込まれたという義兄を探しに出かけたが、その行き帰りで見たのは地獄の光景であった。皮膚がたれ下がり黒く焼けただれた人たち。倒れた馬は尻尾だけがばたんばたと動いていた。浦上川には倒れた人々がたくさん重なり合っていてとても正視することができない有様であった。「助けて、助けて」と哀れな声を聞いてもどうすることもできない。原告●は怖くて怖くて、ただただ一緒に探しに行った父の背中にしがみつくばかりであったという。製鋼所に向かう時に「助けて」と言っていた人は、帰りの時にはもう姿がなかった。

義兄が担ぎ込まれたという製鋼所に着いてみると全身焼けただれた人々がゴロゴロと寝かされていて誰が誰かわからない。大声で名前を呼んでやっとのことで義兄を探し当て、担架に乗せて家に運び、義兄はようやく家族と会うことができた。しかしそのまま絶命し、原告●の父が焼け残りの材木を使って義兄の亡骸を焼いたという。

原告●の夫も被爆者であり、被爆後何十年もあとで体内からガラスやスレートの破片が出てくることもあった。67歳のとき、すい臓がんで夫は亡くなっている。

原告●は、特に女性として戦争中、着替えや下着がなく不自由した辛さ、食べ物のない辛さを身をもって体験した。このような自らの実体験をもとに、原告●は、戦争の惨禍を招来する新安保法制法に今反対しなかったら、必ずや次の世代の子供たちに自分たちと同じ苦しみを味わわせることになること確信し、安保法制法には断固反対しなければならないと考えている。

このような原告●が自らの実体験に重ねて感じ取っている戦争の恐怖は、同人の平和的生存権、人格権を大きく侵害するものである。この戦争への恐怖を取り除くのは、事後的救済ではなし得ないことは明白である。戦争へ向かうことを止めるためには、新安保法制法にもとづく集団自衛権の行使を、その行使に至る前に差し止めなければならない。

5. 原告高橋俊敬（原告番号25 甲D25）：亡父の戦争体験や伯父、伯母らの東京大空襲の体験を聞いて育ち、現在医療機関の職員として勤務している原告高橋にとって、新安保法制法の成立は耐え難い苦痛である。

原告高橋の亡父は、1943（昭和18）年戦局の悪化に伴い日大工学部を繰り上げ卒業し関東軍銃砲部隊に配属され、ソ連国境ウスリー川ほとりの東寧の要塞に配置されていた。1945（昭和20）年8月、ソ連兵に包囲された中で初年兵は重砲の砲身を水で冷やす作業に出ては機関銃掃射を受けて何人も死んでゆき、最後には砲台を自ら爆破してソ連兵の包囲を脱出して森林に逃れた。逃走中、亡父たちは日本軍の軍装をした朝鮮人3名を発見。同行していた中隊長はその朝鮮人らを「敵前逃亡」と決めつけ、亡父に斬首

を命じた。亡父は、死ぬまでその瞬間の、軍刀の刃先が頸椎に食い込んだ瞬間の感覚が未だに蘇り、死ぬまで「恐ろしいことをしてしまった」と悔やんでいた。亡父が夜中に突然うなされることも死ぬまで続いたという。

また、原告高橋の伯父の家族は、1945（昭和20）年当時、亀戸5丁目に住んでいたがそこで東京大空襲に遭って被災した。火の中を逃げ回るが、ついに火炎の中で前にも後ろにも進めなくなり、堅川の土手に伏せて朝まで過ごし、しばらくして火が静まってから辺りを見ると同じ場所に伏せていた家族はわずかに数メートルの違いで焼死していたと、伯父は涙ながらに原告高橋に語っていた。

原告高橋は、このような亡父や伯父たちの戦争体験を聞いて育ち、大学で西洋史を専攻。現在は足立区内の診療所の事務長として、命を守る地域医療に尽くしている。

また原告高橋は、2013（平成25）年2月、厚労省の公募ボランティアとして硫黄島戦没者の遺骨収集に参加した。このとき、陸上自衛隊の不発弾処理班、化学防護班の隊員らと行動を共にし、自衛隊員の出身や境遇に共感するところが多かった。

ところが、2015（平成27）年の新安保法制法の強行採決は、亡父らの戦争体験を自らのものとして生きてきた原告高橋にとっては驚愕すべき出来事であり、怒りと不安は最大限に達した。原告高橋は、今年19歳になる一人息子や硫黄島で行動を共にした若い自衛隊員の今後を思い、大きな不安に駆られている。南スーダンへの派遣のような紛争地への派遣やそこでの戦闘行為への参加は、新安保法制法のもとではやがて必然的に起きることになる。それが起きてからではもはや既に遅いのであり、戦闘行為への加担に繋がる道を、今断たなければならないのである。

6. 原告●●●●（原告番号10 甲D10）：写真家として、海外の戦争被害などを取材してきた原告●●は、取材先で日本の平和憲法について語ることで民間外交をしてきたが、新安保法制法を制定し、日本が戦争に加担し加害者になろうとしていることにより、これまで戦争被害を伝えて平和へのメッセージを発信してきた自らの生き方を根底から覆されている。

1943（昭和18）年生まれの原告●●は、母と渋谷駅前や繁華街に出かけた時などに、手がなかつたり、義足だつたり、顔にも怪我をして包帯を巻いた姿の傷病兵をよく見ることがあった。街には、帰還した傷病兵のみならず、ひもじき貧しさの中の人々、親を失った子どもたち、シベリア抑留や満州からの帰還者など様々な人の姿があった。それらの姿は誰もが戦争を引きずっていて、子どもだった原告●●の脳裏に焼き付けられ、今でも過去のことだと割り切ることはできない。

NHK ラジオで放送される「尋ね人の時間」や新聞の「尋ね人」欄などで、原告●●は、毎回「怖い」「気の事だ」という気分にはさいなまれながら、この「尋ね人」の生活、家族、吐露されなかった思いなどに思考を巡らせ、何とか見つかってほしいと拳を握りしめ掌に汗をかきながら、身体を強ばらせながら緊張して読んでいた。こうした時間を通して、原告●●は戦争を体験してきた。今も原告●●は、写真家として戦争の被害を受けた人々や土地を取材し、日本人にこそその苦しみを知って貰いたいと思って活動している。

原告●●は、戦争被害を取材する際、日本の平和憲法について語り、戦争で傷ついた被害者と「日本はいいね」「自分の国もそうなりたいね」という思いを共有し、交流することで関係を築き取材活動をしてきた。原告●●の写真家としての活動は、平和憲法に支えられていた。この憲法が原告●●の背骨だった。

ところが、内閣の閣議決定による解釈改憲と、集団自衛権を新安保法制法で認めたことにより、原告●●は仕事への気力を失わされた。首相の唱える、誤った意味での「積極的平和主義」は、恥ずかしいものであり、原告●●は恥ずかしくて外に出向くことに消極的になってしまった。心が曇り、表情も淀んでしまい、自信を持ってカメラを向けられなくなってしまった。新安保法制法は原告●●の生業を、生業に向ける情熱を失わせたことで、原告●●にとって耐えがたい苦痛となっている。現在も、同じ空気を吸っている人が戦争の被害に遭っている、この世界を人々の努力によって変えていきたい、平和を守りたいという原告●●の人生をかけた営みを新安保法制法の制定によって踏みにじられることには到底耐えられない。

このように、原告●●にとって、憲法9条の精神が自己の仕事の原動力となっており、自己の人格の核を形成してきたものである。これが、今回の新安保法制の成立によって、自己の基板とする価値そのものが侵害され、原告●●の人格権・平和的生存権が著しく侵害されたことは明らかである。

そして、原告●●の被害を回復し、侵害を取り除くには、事後的な救済では不可能である。すなわち、新安保法制法を制定して戦争に向かおうとしている今の状態そのものが原告●●の人格権・平和的生存権の侵害をもたらしているのであり、実際に日本が戦争に加担してから、それを止めるのでは遅いのである。したがって、新安保法制法にもとづく集団的自衛権の行使は事前に差し止めなければならない。

7. 原告●●● (原告番号17 甲D17) : 原発技術者として35年間働いてきた原告●●は、日本の海岸線に林立する原子力発電所は、武力攻撃に対し脆弱であり、ひとたび原子力発電所が武力攻撃の対象とされて破壊されたら、

日本の国土は放射能汚染により人の住めない土地となり、永久に人が戻ることができる可能性はなくなってしまうことを自らの知見で知っており、新安保法制による戦争への加担に対し著しい危機感を抱いている。

原告●●は、1941（昭和16）年生まれであり、3歳の時、東京南部地域の空襲を経験し、空襲による大火災の光景を鮮明に記憶している。1967（昭和42）年4月、原子力事業株式会社（のちに東芝に吸収合併される）に就職し、以来、2002（平成14）年に定年退職するまで、原子力発電の技術者として35年間を過ごしてきた。原告●●が在職中、スリーマイル島事故（1979年）、チェルノブイリ事故（1986年）の重大事故が起きている。

原告●●は、退職後、35年間培った原発技術の知見をもとに、2007年、「原発を並べて自衛戦争はできない」という小論を著した。そこで原告●●は、「イ」原発自体が、通常兵器による武力攻撃に対してさえ脆弱であり、これを軍事力などでは守れないこと。したがって、日本の海岸に並んだ原発は、仮想敵（国）が引き金を握った核兵器であること。ロ）ひとたび原発が武力攻撃されたら、日本の土地は永久に人が住めない土地になり、再び人が住めるように戻る可能性がないこと。」と結論づけている。2011年の福島第一原発事故の4年前のことである。

日本が新安保法制により、世界の紛争に介入し戦争に加担するならば、日本に対するテロの危険も高まる。憎しみを持ったテロリストが日本の原発をターゲットにするであろうことは、容易に予想される。しかも原発への攻撃はかならずしもミサイルなどによる必要はない。冷却系の電源を失わせれば、炉心損傷のような過酷事故が起きることは3・11福島原発事故が実証している。

原告●●は、原発に長く関わったものとして、今後の余生を3・11原発事故で汚染された日本をこれ以上放射能汚染させないこと、次世代に安心して子どもを産み育てることができる環境を残すことが使命であると考えていた。ところが新安保法制の制定がなされたことにより、原告●●が余生をかけた仕事は大きく損なわれた。なぜなら、米軍と共に武力行使で協力しあうことは、原発がテロリストたちに狙われる可能性を高めるからである。新安保法制の制定施行により自衛隊が海外に出かけ、武力行使を実行する可能性ができたことに、原告●●は非常な不安を抱いており、人格権・平和的生存権を大きく侵害された。即ち、新安保法制の存在こそが原告●●の生涯をかけた願いを消し去るものであり、その幸せを奪ったのである。

そして、原告●●の抱く原発が攻撃にさらされることへの大きな危惧感、事後的には救済不可能であることはいうまでもない。ひとたび原発が攻

撃されておびただしい量の放射線が環境中に撒き散らされたら、もはや何人にもそれを原状回復することはできないからである。

8. 原告下川浩（原告番号23 甲D23）：幼い頃に東京大空襲に遭ったことが原点となって、日本を戦争ができる国にはならないとの強い思いを抱いている原告下川は、新安保法制法の成立により、新安保法制法の制定により、母の背中で見た火の玉が再び現実のものとなって襲ってくる恐怖を感じている。

原告下川は、2歳9か月のとき、母の背中で1945（昭和20）年3月10日の東京大空襲を目撃した。原告下川の母は当時身重であったが、原告を背負い、5歳の娘の手を引いて、必死に西ヶ原から避難場所の古河庭園まで逃げた。

原告下川らのほか、大勢の市民も一緒に避難したが、米軍の爆撃機は避難中の市民に対しても焼夷弾を雨あられと投下した。原告下川の防空頭巾にも焼夷弾のかけらが落ちてきたが、原告下川の母は必死に素手で振り払った。このときの光景の恐ろしさは、原告下川の心に深く焼きついており、今なお米軍による無差別攻撃によって無辜の市民が犠牲になったとの報道に接すると、原告下川の体のうちにあの空襲の記憶が蘇り、体が熱くなる。原告下川にとって、この空襲で被災した体験がこの国を戦争のできる国にはならないとの思いを抱く原点となっている。

安保法制法が「成立」したこととされ、憲法秩序が破壊されてこの国が戦争のできる国へと変質しつつある今、原告下川は、母の背中で見た、火の玉が襲ってくる恐ろしい光景が現実のものとして再び迫ってくるのをひしひしと感じている。

また、原告下川は、研究者・大学教員として日本語の「生きたコトバづかい」の研究等を行い、現在は「日本コトバの会」の会長を務めているが、この立場からも、安倍政権が「積極的平和主義」という「美しいコトバの魔術」を用いて、2015（平成27）年9月19日、最初の議事録では「聴取不能」と記された混乱の中で「安保関連法」が可決したことにしてしまった欺瞞に強い憤りを覚えている。安倍政権の手法は、民主的選挙で多数を得たヒトラーがワイマール憲法を無力化したのと同じであり、立憲民主主義を根本から破壊する行為である。このように立憲民主主義をコトバの魔術をもって破壊する行為は、コトバの濫用すなわち人間性の否定であり、原告下川は、研究者の立場からも決して許すことができないものだと考えている。

原告下川が抱えている憤りと危惧は、事後的に救済できるものではない。「積極的平和主義」という「コトバの魔術」の陰でひとたび戦争への加担が始まれば、もはや後戻りできない社会になることは歴史が証明している。今、

新安保法制法を止めることをしなければ、手遅れになるのである。

9. 原告橋本次男（原告番号39 甲D39）：日本貨物鉄道株式会社（以下「JR貨物」という）に勤務し貨物輸送を担う原告橋本にとって、新安保法制法の成立により、危険物を扱う貨物列車やヤードがテロの標的とされる危険性が高まったことは大きな脅威であり、この危険性を放置することはできない。

原告橋本は、1975（昭和50）年に当時の国鉄に就職して主として貨物列車の運転士として勤務し、2016（平成28）年5月にJR貨物を定年退職したが、その後も嘱託社員としてJR貨物で引き続き貨物輸送の根幹を担っている。

JR貨物は全国一社制であり、広大な敷地を持ついわゆるヤード（操車場）を多数所有し、原告橋本の所属する隅田川機関区も東京の都心部の広大なヤードである隅田川駅という貨物駅の一角にあり、北海道や九州方面に向けた列車を受け持っている。輸送品目は多岐に亘るが、以前は、砲筒を外した自衛隊の戦車も輸送しているのを見たことがある。国鉄からJRになってからは、高速輸送をする必要性から四角いコンテナに荷物を入れて運ぶようになった。東京から関東や東北に荷を運ぶときは20輻を繋げ、1輻には5つのコンテナを載せる。1輻は25メートルであるから全長は500メートル、コンテナは100個に及ぶ。コンテナは封緘した状態になっており、途中で中身を確認することはできない。

危険物が積載されたときには、何両目に危険物ありといった指示は受けるが、その危険物が何かとか、例えば振動に弱いのか熱に弱いのかといったことまでは教えられず、単に事故にあったら風上に逃げるようにといった程度の注意を受けるのみである。中身が何かと本気で考え出したら恐ろしくて運転できないところであるが、原告橋本は、これまでは特に本気でそのようなことを案じたことはなく、時間通りに安全に運行することだけを使命としてきた。

ところが、昨年新安保法制法が「成立」したことにされ、自衛隊が国外に出て武器を使うことが現実味を帯びた。この国が戦争する国になってしまったのである。JR貨物も、政府から、いわゆる「我が国のため」と称して、武器・弾薬、軍事物資輸送を強制されることが予想される。原告橋本は、現場の運転士として、列車運転中に列車やヤードが報復としてのテロ攻撃等の標的にされたらどうしようという不安を非常に強く感じるようになった。世界的にも安定性を評価されている日本の貨物列車やヤードは、長大・広大であり、このような場所がテロの標的にされることは素人目に見ても十分あり得る。また、ガソリン等の燃料はタンクに積んで運ばれるため外からも一目瞭然であるから、攻撃対象としやすく、一度攻撃されれば被害は数キロ四方

といった単位で及び、走っている場所によっては、周辺の人身への被害が甚大になることは想像に難くない。

このように、安保法制法の「成立」によって、原告橋本らJR貨物に従事する人々及び沿線の人々の身には、従来と比べて明白に高い水準の危険が発生している。憲法違反の安保法制法の「成立」によって発生したこのような危険を放置しておくことは、立憲主義国家として到底許されるものではない。

戦争は一旦始まってしまったら、もはや後戻りできない。テロの危険を未然に取り除くためには、新安保法制法にもとづく集団自衛権の行使を事前に差しとめなければならないのである。

10. 原告森謙治（原告番号48 甲D48）：厚木基地の滑走路北端から約1キロの地点に居住し、腎不全のため定期的に人工透析を行っている原告森は、新安保法制法の制定により、厚木基地に発着する軍用機の増加や基地を狙ったテロの危険が増大する危険を感じ、今後人工透析を受けられない事態が起きるのではないかと不安をおののいている。

原告森は、1954（昭和29）年に大和市内に生まれ育ち、平成24年1月に腎臓病悪化のため退職するまで、大和市内で小学校教諭として勤めていた。

1964（昭和39）年9月8日、原告森が小学4年のとき、原告森が通っていた小学校の800メートル北にあった館野鉄工所に米軍ジェット機が墜落し、激突した。広い範囲にわたって燃料機体が飛散し、鉄工所にいた家族、従業員のうち5名が死亡、3名が負傷、家屋全壊4棟、一部損壊6棟のほか、農地の損傷などの甚大な被害が出た。事故当時、原告森は、そろばんの授業を受けていたが、墜落の衝撃で教室のそろばんは全部机から落ち、教室では墜落現場付近から通う子どもが泣き叫ぶなど大パニックに陥ったことを原告森は今も鮮明に記憶している。それ以来、原告森は、ジェット機の音がすると不安になり落ちないかどうか上を見上げるようになった。

原告森は大和市内で小学校教諭として勤務するようになってからも、厚木基地の軍用機の騒音に悩まされ続けた。授業中、軍用機の騒音のために授業を中断せざるをえないことが頻繁にあり、ときには、運動会の組体操中に軍用機の騒音で音楽が聞こえなくなり、参観者が見守る中、最初からやり直さなければならなくなるということもあった。騒音でたびたび授業を中断せざるをえないことは、児童の集中力を削ぐ。事実、大和市は神奈川県内の他の地域に比べて学力調査の平均が劣っている。

原告森は、腎不全で人工透析を受けなければならなくなったため、2012（平成24）年1月、同年3月の定年退職を待たずに退職した。週3回、1回約4時間の人工透析を受けている。今回新安保法制法の制定により、特

に米軍基地である厚木基地周辺に住む住民として、米軍基地を標的としたテロの危険性の高まりに不安と恐怖を感じている。特に定期的に人工透析を受けている身として、もしも人工透析の最中にテロ行為が起きたら、と考えると、とても恐ろしいことだと思う。命の危険を覚えている。

また、原告森は、小学校教諭として、子どもたちに、憲法も教えてきた。三権分立や国民主権という憲法の基本原理を子どもたちに教えた身として、国会で学者が述べた意見や多くの市民の声を無視して強行採決して新安保法制法を制定してしまったことに、大きな憤りを感じている。原告森は、その教師生活は憲法とともにあったと言っても過言でない、と考えており、その人格は深く憲法と結びついている。ところが、新安保法制法は、原告森の人格の中核にあった憲法理念を根底から覆し、教師として生きてきた人生を真っ向から否定した。このことは原告森の人格権を深く傷つけている。

原告森が感じている、米軍基地へのテロの恐怖を取り除くには、新安保法制法による集団自衛権の行使を事前に差し止めなければならない。テロが起きてからでは遅いのである。基地を標的とするテロが起きないようにするには、テロの標的とされている米軍との密接な共同行動を可能にした新安保法制法を廃棄する以外に方法はない。

11.原告●●● (原告番号33 甲D33) : 特別永住資格を持ち日本に居住してピアニストとして活動している原告●は、これまで外国籍ではあっても、日本の平和憲法に守られて、日本で安心して生活してきた。しかし新安保法制法の成立は、在日韓国人である原告●の平和的生存権を侵害し、さらに生命身体の安全にまで深刻な悪影響を及ぼしている。

原告●は、1959（昭和34）年、兵庫県に生まれ、北九州市小倉に育った在日コリアンであり、特別永住資格を持ち、ピアニストとして演奏活動をしている。原告●の父は、朝鮮戦争の戦乱を逃れて難民として日本にやってきて、そこで家族を持った。朝鮮戦争では300万人以上の市民が犠牲になり、多くの難民が生まれたが、原告●の父もその一人であり、その家族は朝鮮戦争により離散している。朝鮮戦争は今なお休戦状態にすぎない。原告●は、新安保法制法の制定により、再び朝鮮戦争が起きるのではないかと危惧している。

日本の真珠湾攻撃の後である1942（昭和17）年、米国は在米日系人約12万人の財産を没収し、砂漠や寒冷地などに強制収容した。米国籍や市民権の有無に関係なく、日本人の血が32分の1以下で日系社会と関係ないことが証明されない限り、強制収容を免れることはできなかった。新安保法制法のもと、中国や朝鮮半島で「有事」が起きた場合、在日コリアンである原告●は、戦時下の在米日本人のように「敵国人」とみなされ強制収容され

るのではないか、あるいは日本生まれであるにもかかわらずその国籍国へ強制送還されるのではないか、アンネの日記のように自らの出自を隠して人目を避けて生きなければならない社会が来るのではないかと恐れている。

すでに、排外思想は日本社会に広く蔓延し、ヘイトスピーチを平然と声高に叫ぶ者は絶えない。原告●の次女は中学3年の頃、怖い夢を見た、と言って「学校の校内放送で、先生たちが、この中に朝鮮人がいる、みんなで探し出そう、とよびかけ、先生や友人みな自分が自分（次女）を探しだそうと追いかけてくる。必死で逃げ隠れしたけれど、見つかってしまって……こわかった」とその夢の話をしたことがあった。原告●の次女は日本国籍でありながら、母が韓国名を名乗っていることで、日本社会で日々高まる排外主義の声に大きな恐怖を感じて生きていたのであった。原告●自身も、あるシンポジウムに司会者として出席していた時、街頭で行われたヘイトスピーチの画像、「朝鮮人を殺せ」などと叫ぶのを目のあたりにして言葉を失い、「過去を学ぶ」であるとか、「多文化共生」などということばは、ヘイトスピーチの罵声の前にもはや無力なものであることを感じ、衝撃を受けた。その夜、原告●は、日本刀で刺される夢を見てうなされ、翌日は熱を出して寝込んだという。

これまで、原告●は、外国籍ではあっても日本が平和憲法を持っていることで、このような排外主義から守られてきたことを実感している。ところが、排外主義の声の高まりつつある矢先に、新安保法制法が制定され、日本は「有事」には、世界のどこへでも自衛隊を出動させることができることになったことが、ますます排外主義の高まりを後押しすることになる。戦後築き上げられた周辺諸国と日本との友好の絆は、新安保法制法の前に吹き飛び、一挙に関係が冷え込んでいくことを原告●はひしひしと感じている。

領土問題などの緊張が激化していく中、新安保法制法により、日本が紛争に積極的に加担し、その立ち位置を明確にすればするほど、日本国内在住の外国人は、「あのひとは日本の味方なのか敵なのか」「どこの国のパスポートを持っているのか」などと詮索され、さらに、親や自分の思想、宗教などを調査されたり、異質な外国人は犯罪を犯すかもしれない、という危惧に怯えざるをえないのである。

原告●は、日本で生まれ育ち、日本を故郷と感じ、愛し、日本人を友人と思っている。しかし、日本が新安保法制法の制定施行により、日本の自衛隊が米軍と軍事行動を共にし、原告●のルーツである韓国が紛争の地となったとき、敵国人とみなされることを思うと、胸が張り裂けんばかりである。

このように原告●は、在日外国人として、新安保法制法の制定により、きわめて切実かつ具体的な脅威に脅かされ、平和的生存権を侵害され、さらに

生命身体の安全に対する具体的な危険に怯えているのである。

そして原告●の身に降りかかっている具体的な危険は、事後の救済になじむものではなく、事前の差し止めによらなければ、その危険を取り除くことはできない。すなわち、いったん「有事」となってからではもはや取り返しはつかないのであり、新安保法制法を廃棄し、憲法に適合する法秩序をふたたびこの日本社会に回復しない限り、「有事」に至って在日外国人が敵国人とみなされ権利を剥奪されることを食い止めることはできないのである。

12. 原告●●●● (原告番号42 甲D42) : 両親、本人ともに障がいをもつ原告●は、社会保障が削減される一方で防衛費が拡大している状況で、新安保法制法が成立したことに、障がい者に対する切り捨てがますます拡大することを感じ、大きな衝撃を受けている。

原告●は、両親と家族三人で暮らしているが、父は脳性小児麻痺の後遺症による歩行障害、母はポリオの後遺症による後遺障害をもっており、自身も痙性対麻痺による歩行障害があり、家族三人とも障がい者手帳を持っている。原告●は大学院を出て自立した働きながら、介護サービスを利用しながら父母の生活を支える日々を送っている。

原告●の母(陳述書作成当時73歳)の時代は、障がい者は公立高校に入ることが許されなかった。そこで母は、原告●にはできるだけの教育を受けさせて、自分で食べていけるだけの力を身につけさせ、そのおかげで原告●は大学院を卒業後地方公務員として就職することができた。

しかし、原告●とその父母は、新安保法制法の成立により、現在の生活が今後維持できなくなるのではないかという強い不安と恐怖を受けている。戦時中の学童疎開では、障がい児は学童疎開の対象外とされた歴史や、ナチスドイツが障がい者をどうあつかったかという歴史を思えば、戦争は、障がい者を国家に役に立たない人間とみなし、「障がい者は死ね」という政策をみちびくものであるからである。

新安保法制法の成立前から、障がい者は冷たくあしらわれている。年金や社会保障費は年々削減されている。原告●の母は、自力でトイレに行くことさえ困難な状態であるにもかかわらず、介護認定の見直しにより、要介護3から、要支援2に認定が落とされ、生活に必要な車椅子を借りることができなくなってしまった。要支援2では、介護予防としてフィットネスクラブのようところで運動することしか認められないが、歩行どころか足を動かすことすらできない母にはとてもそんなことができるわけではない。原告母は、認定見直しを申し立ててようやく要介護1を経て、要介護3に戻すことができた。

社会保障費への国の支出が削られる一方で、防衛予算はかつてなく拡大

しており、文字どおり食べていけない障がい者が出ている。このままでは栄養障害となり医療費も上がるが、医療費も自己負担できない障がい者は、死ねと言われているに等しい。このような状態のなかで、新安保法制法を制定し、政府が、戦争に向かってはっきりと舵を取ったことで、原告●は、障がい者として、もはや生きることが許されない社会がきたと感じる。介護認定の厳格化は、戦争に向かうことの前兆であった。新安保法制法の制定により、障がい者切り捨てが速度を増すことを肌身で実感する。人を殺すことを今日局の目的とする戦争をする国で、障がい者が生きる希望はなく、将来には希望は見えず、障害者の行く手には暗い未来しか見えない。

原告●とその両親は、新安保法制法の現実化で、やり場の無い恐怖と苦痛を日々味わっている。

原告●はこのように障がい者として、新安保法制法の成立によって、もはや障がい者は生きることが許されない社会が到来したことをひしひしと肌身で実感し、大きな不安と恐怖にさいなまれている。この苦痛は、新安保法制法の成立それ自体、すなわち日本が戦争をする国となったことに起因しており、これを取り除かない限り、原告●らの苦痛は除去できない。さらに、障がい者に対する切り捨てが現実化してからではもはやこれを救済することは困難である。したがって、原告●ら障がい者の生存権、人格権を保障しこれに対するさらなる侵害を予防するためには、事前の差止が不可欠である。

13. 原告●●●● (原告番号2 甲 D 2) : 戦争の悲惨さを身を以て体験している仏教徒である原告●●は、自らの体験と仏教の根本の教えにもとづいて、戦争を絶対にさせてはならないと誓っているが、新安保法制法はその原告●●の信念に真っ向から反するものであり、同人の人格権を著しく侵害している。

原告●●は、1936 (昭和11) 年に足立区花畑の東善寺 (時宗) に生まれた。父母は戦前の原告がまだ小さい時に亡くなり、原告はお経を習い10歳の頃から檀家回りをしていた。原告は、朝8時頃寺の前に集まり兵隊を送り出す式を行ったことを今なお鮮明に記憶している。1941 (昭和16) 年2月26日から4月7日までの間に足立区内121箇所の祈願所 (そのうちお寺は103箇所) から近隣の若者が戦争に送られた。戦争が始まり、1年足らずで原告の寺の檀家からも死亡した方が白木の箱に入り帰ってきた。

1941 (昭和16) 年12月8日に戦争が始まると、寺でも金属類は全て没収され、瀬戸物の安物に替えられた。原告●●は「何に使うのか」と聞いたら、「鉄砲を作り、敵を殺すためだ」と怒鳴られたことを覚えている。

寺の近くには日本でも一番と言われた高射砲の陣地があり、昼夜を問わずものすごい音が響き渡った。ものすごい音で寝られなかった。1945 (昭

和20)年4月13日、B29が200キロ爆弾を100発近く花畑に落とすことがあった。深夜の空襲で落とされたところは大きなすり鉢状の穴ができ、直撃を受けた家もあった。

同年3月10日の下町の空襲の際に、原告●●は屋根に上り、あかあかと燃える空を遅くまで眺めていた。今でも生々しく心に残っている。戦前、戦後と、食糧不足でひもじい生活が人々を襲い、庶民の暮らしは困窮を極めた。

2011(平成23)年12月1日、全日本仏教会は、「原子力発電によらない生き方を求めて」という宣言を出している。さらに、新安保法制法が強行採決されてから約1ヶ月後である2015(平成27)年11月6日、全日本仏教会は「戦後70年目の年にあたって」と題し、非戦決議を採択した。非戦決議は、

「仏陀は『法句経』に、「怨みに報いるに怨みを以てしたならば、ついに怨みの息(や)むことがない。怨みをすててこそ息む。これは永遠の真理である」「すべての者は暴力におびえる。すべての<生きもの>にとって生命は愛(いと)しい。己が身にひきくらべて、殺してはならぬ。殺さしめてはならぬ」と、平和を実現するために反平和的手段<武力行動>をとることを最も戒められました。

戦時中、教団や僧侶の中には非戦をつらぬいた者もありましたが、多くは戦時体制に呑み込まれ、追従し、人類としてもっとも愚かな行為である戦争に加担・協力してきました。仏陀の教えに照らして、こうした過去に慚愧とともに真摯に向きあい、犠牲になられたお一人お一人の願いを受けとめて、二度と戦争をしない、させないという思いを強く、新たにします。」

と宣言し、仏教会が戦前、仏陀の非暴力の教えにもかかわらず戦争への流れを押しとどめられなかったことに対する反省を踏まえて、戦争をしない、させないという誓いを新たにしている。

ところが、新安保法制法を制定し、自衛隊が世界のどこにでも出かけて行って、戦闘行動を行うことができるようにしたことは、原告●●の仏教徒としての信念と非戦への真摯な誓いを土足で踏みじめるものであり、また同人の戦時中の悲惨な記憶を呼び覚ますものであった。このことにより、原告●●は、平和的生存権、人格権を侵害され、信教の自由、思想良心の自由までもが侵された。

原告●●の受けた権利利益侵害を回復するためには、事前の差し止めは不可欠である。なぜなら、戦争に加担しないことが原告●●の仏教徒としての信念の中核にあるところ、もしも日本の自衛隊が新安保法制法にもとづい

て戦闘に巻き込まれてしまえば、そこから戦争に至ることは必然であり、そうなる前から事後的に救済し現状を回復することなどはや不可能だからである。

14. 原告●●●●(原告番号12 甲D12):国際家族法の研究者であり、教育者である原告●●は、新安保法制法が国際家族法の理念である他国への尊重と寛容の理念と相容れないこと、また個人に寄り添う教育と反し、憲法改訂まで視野に置いたものであることにより精神的苦痛を感じており、また警官や自衛官に送り出した卒業生が集団的自衛権の行使を担うことになり、大学で学んだことと現実との落差に苦悩するであろうことを思うと、身を裂かれるようであり、重大な精神的苦痛を受けている。

原告●●は、1987(昭和62)年に東京大学大学院(法学政治学研究科)修士課程に進学して以来、国際家族法を専攻する法学研究者、教育者であり、現在は、中央学院大学法学部学長として、同大学の法学教育の責任者としての任にある。

原告●●が専門とする国際家族法は、複数の国に関わりを持つ家族関係を法律上どのように扱うかを研究する法律学である。あくまでも自国が関係する場合は自国の法律を適用する法廷地法主義、内国法、外国法を問わず当事者と最も密接に関係する法律を探求しこれを適用する属人法主義など多様な考え方があがるが、日本の国際家族法は、基本的に、内外法を平等とみたうえで、それぞれの法律関係ごとに最も密接な関係を有する法を探求するというアプローチを是としている。原告●●は、その根底にあるのは、あらゆる国の社会や文化に対する尊重と、自国の価値観に必ずしも拘泥しない寛容さであると考えている。この国際家族法の基本的理念を敷衍すれば、自国の「正義」のみを絶対視することはありえない。すなわち国や民族や宗教によって信じる正義が異なるという環境のもとでは、諸国あるいは諸国民が自国の価値観を押し付けあっているのは人類の連帯はあり得ないのであって、相互の尊重と寛容さの重視は人類の生き残りや発展にとって不可欠の条件であると、原告●●は確信する。

この観点から、安全保障関連法には重大な欠陥がある。それは、日本が「集団的自衛権の発動」という大義名分のもと、特定の大国(アメリカ)の国家戦略に巻き込まれて後方支援を行い、あるいは武力を行使することによって、本来は相互の尊重と寛容を旨としなければならない国際関係をまったく異なる方向に導いてしまうという点である。専守防衛、集団的自衛権発動の考え方によれば、現実には日本を攻撃してきた国や勢力のみが防衛の対象(いわば「敵」)となり得る(その意味で「敵」の範囲を最小限度に抑える意味を持つ)のに対し、安全保障関連法は、そのような考え方から一步踏み出すこ

とによって、日本は自国を直接攻撃してこない世界中の多くの国や勢力を「敵国」として位置づけ、逆に言えば、それらの国や勢力から明らかに「敵国」として意識され、攻撃の対象となってしまう危険性を内包する。それは、これまで原告●●が信じてきた国際家族法の理念である他国の尊重や寛容さとは最早両立しない世界への突入を意味するものであり、原告●●にとっては自分の学問の基礎中の基礎が崩れ去ることを意味している。このように、原告●●は、新安保法制法により、学問的信念を否定され、重大な精神的苦痛を受けている。

また、原告●●は、教育者として、学生が誰かの言うことに無条件に従うのではなく、自ら調べ、考えて自分なりの結論を導くことを学生に指導してきた。ところが新安保法制法を推進した人々は、天賦人權説を否定し、国民に憲法尊重義務を課し、さも国民は国に従う存在だという態度を示している。そして本来憲法レベルで議論すべきことを法改正を通じて行い社会を囲い込もうとしている。このような動きは、日本国憲法のもとで個人に寄り添う教育を進めようとしてきた原告●●ら教育者の教育者としての努力を否定するものであり、原告●●は教育者として計り知れない精神的圧迫と苦痛を受けている。

原告●●は“STAND BY YOU”をモットーとして、学生に寄り添う教育を推進し、多くの卒業生を送り出してきた。卒業生のなかで警官や自衛官になるものも少なくはない。

ところが、新安保法制法の制定と連動して、沖縄の地元住民の基地建設反対運動への抑圧が行われているが、そこは原告●●が送り出した千葉県警の警官も動員されている。住民に寄り添う職務として警察官を選び送り出された卒業生が、住民に寄り添うどころか住民の運動を抑圧していることは、原告●●の心を深く傷つけている。

原告●●の勤務する大学は自衛官への就職数も千葉県内ではトップクラスである。自衛隊はこれまで専守防衛を前提として災害救助などで住民の生命と安全を守る、人を救う存在であった。ところが新安保法制法の施行によって、自衛隊は集団的安全保障の担い手となり、日本が直接的に武力攻撃を受けなくても、海外にまで出て行って他国民を（場合によっては先制攻撃のような形で）殺す立場にも立ってしまう可能性が生じた。これは自衛隊の役割のあまりに大きな転換であり、それが極めて短期間に国民的な合意もなしに、かつ当事者である自衛官の側に選択の余地を認めることもなく強行されたことは、自衛官やその家族のみならず、自衛官を養成した大学の教育理念との関係でも大きな問題を孕んでいる。

原告●●は、警察官や自衛官を社会に送り出している法学部の責任者と

して、大学が4年間かけて育てた人材がそのような不当な役割を押し付けられることに大いに抵抗を覚えている。そして、大学で学んだ教育と現実の落差に苦悩しているに違いない教え子たちを思うと、原告大村は身を割かれるような思いであり、重大な精神的損害を被っているのである。

このような原告大村の受けている精神的苦痛を取り除くことは、事後的には不可能であり、事前の差し止めによらなければならない。なぜなら、原告大村の苦痛は、新安保法制法の制定施行により、集団的自衛権行使を可能としたことそれ自体から生じているのであり、新安保法制法の制定施行それ自体が、原告大村の学問的信念を破壊し、また同人が育て送り出した警察官や自衛官の苦悩を生み出す根源となっているからである。

15. 原告●●●●(原告番号1 甲D1):原告●●は、憲法研究者・教育者として、新安保法制がこれまでの憲法解釈を非民主的な手続きで改変したことで教育研究活動には重大な支障が生じており、そのことにより言論活動の自由すら奪われている。またそのことは主権者としての権利の侵害でもある。

原告●●は、私立大学で日本国憲法を担当する教育者であり、憲法研究者である。

原告●●は、「プラン・インターナショナル」、「国境なき医師団」、「ワールド・フード・プログラム」など、困難を抱える地域の児童を支援する活動への支援を行い、現地からの報告レポートを受けてきた。ところが新安保法制法の成立により、日本は、原告●●が支援してきた地域の民間人に被害をもたらすリスクのある外国軍の行動に組み込まれることとなったことで、大きな精神的打撃を受けている。実際に、原告●●が支援してきた「プラン・インターナショナル」は、南スーダン地域で児童との連絡が取れなくなり、支援を打ち切らざるを得なくなった。原告●●は、新安保法制により、これまで支援者として関わっていた海外の児童たちに対し、一転してか外国の一員との立場に立たされることになるということに、心的苦痛を感じている。

政府は新安保法制法の制定をもって、日本国憲法が禁じている武力による紛争解決の道を開いた。原告●●は、こうした憲法規範の改変に同意したことはなく、その決定の手続きに参加したこともないのに、その内容を変更されたとし、主権者としての意思表示の機会を奪われたことが自らの主権者としての権利を大きく侵害している、と述べる。

また、原告●●は、2014(平成26)年7月の閣議決定以降、憲法研究者として、また教育者として、それまで学生らに教えてきた政府解釈と多くの憲法学者が違憲であると指摘した新たな政府見解を教育の場でどのように扱うべきか、またその扱い方が所属大学との間で問題を生じないかどうかということに神経をすり減らし、多大な労力と時間、精神力を消耗し、損

失を被った。2015年9月に行われた議決の様子も、はたして新安保法制法が有効に成立したのか、またその憲法適合性はどうなのか、憲法研究者としては疑問を持ち、多様な議論の材料と機会を提供すべきものと思われた。しかし、そのように考え発言することが「政治的」と指弾される恐れが現実には生じている。実際に原告●●は、有志学生らの要望で学習会・講演会を所属大学内で企画したところ、「憲法」「平和」「安全保障」といった論題での企画は、政治的な論争に発展する惧れがあるため、大学内の施設を提供することはできないとの回答を大学側から受けたという。さらに、原告●●は、地方自治体(目黒区)から社会人向け講座の講師の依頼を受けたが、依頼後、社会的・政治的論争に発展するおそれのある話題は避けてほしいとの修正要望を受け、国会前デモ表現における「表現の自由」、「請願権」、安全保障問題に関する「知る権利」といった重要論題を講演内容から除外せざるを得なかった。このような言論活動研究教育活動への過度の萎縮現象は、新安保法制法があまりにも民主的手続きとかけ離れたかたちで制定されてしまったこと、そしてその内容もあまりにもこれまでの憲法解釈とかけ離れていることにより、社会の法的安定性が大きく損傷していることに起因している。

このように原告●●は、新安保法制法の制定により個人として行なっている支援活動を阻害され、かつ憲法研究者・教育者として到底説明のつかない状態が生じていることに困惑し、また現に言論活動の自由すら奪われているのである。

原告●●が受けている権利侵害は、まさしく日本が法治国家であることを否定したことから直接生じているものである。そしてこのような状態が続くならば、より重大な回復しがたい損害が生じるであろう。すなわち憲法が破壊された状態が長く続くならばもはや修復不能となり、日本の法秩序全体が破壊されることになるからである。よって、新安保法制法の執行の差し止めは不可欠であり急務である。

以上

(なお、その余の原告についても追って個別に被害の内容を順次検討する予定である。)